

# 佐世保市養護老人ホーム事故報告マニュアル

平成 26 年 10 月 20 日作成

## 1 趣旨

養護老人ホームの設置及び運営に関する基準（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号）の規定に基づき、佐世保市内の養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。が行う佐世保及び措置市町村等への事故報告について、必要な事項を定めることにより、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 11 条の規定に基づく養護老人ホーム入所措置の適正実施や省令に基づく適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又はその再発の防止に努めることを目的とします。

## 2 報告対象・報告先

事故報告は、対象施設入所の被措置者のうち、外部サービス利用者以外が報告対象者となる。ただし、外部サービス利用者であっても利用時間以外の事故については報告対象者としません。

### (1)対象施設

名称	住所
ソレイユ	権常寺町 1400 番地
清風園	大和町 898 番地
グリーンホーム	世知原町栗迎 1 番地
しかまち	鹿町町下歌ヶ浦 109 番地 7

### (2)報告先

措置の実施者へ報告する。ただし、佐世保市以外の措置の実施者（以下「市外実施者」）が措置した入所者に係る事故については、市外実施者に報告するとともに佐世保市長寿社会課へ報告を行って下さい。

## 3 報告すべき事故の範囲

報告すべき範囲について、省令にいう「入所者に対する処遇により」及び「入所者に対するサービスの提供により」とは、直接、処遇又はサービスの提供を行っていた場合（施設外における処遇等を含む。）のほか、次に掲げる場合を含むものとする。

(1)入所者が施設内にいる間に起こったもの。ただし、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）による介護サービスを利用している時のものは除く。

(2)その他処遇又はサービスの提供に、密接に関連があるもの。

#### 4 報告すべき事故の種類

(1)報告すべき事故の種類は、前期3の範囲のうち、次に掲げるものとします。

転倒 転落 接触 異食 誤嚥 誤薬 感染症 食中毒 交通事故 徘徊（入所者の行方不明を含む） 入所者の違法行為・不祥事 職員の違法行為・不祥事  
その他

(2)感染症については、法令により保健所等への報告が必要な場合です。

(3)職員の違法行為・不祥事とは、入所者に対する処遇又はサービスの提供に関連して発生したもので、入所者に損害を与えたものです。例えば、入所者の所持金品等の窃盗、入所者からの預かり金品等の横領・紛失、入所者等の個人情報流出・紛失などです。

(4)入所者の違法行為・不祥事とは、入所者を起因とするトラブルであって、入所者及び施設・施設職員、近隣住民に損害を与えたものです。例えば、近隣商店での窃盗、入所者・職員に対する窃盗。人間関係に起因する、暴力・暴言・性的な被害等です。

(5)その他とは、上記類型にあてはまらないもので、入所者に対する処遇又はサービスの提供に支障を来した場合です。例えば、入所者等による施設設備の損壊、レクリエーション時の熱中症等、天災等による事故、施設への盗難被害等、社会通念に則って報告が必要な場合です。

#### 5 報告にあたっての留意点

(1)死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因としない死因の記載がなされたものは報告して下さい。

(2)傷病については、協力医療機関等の受診（施設内受診を含む。）を要したものを原則としてください。

(3)報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度、事故報告書を提出して下さい。

(4)感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、老発第0222001号）に基づく管轄の保健所等への報告も行い、指示を求めて下さい。

(5)職員の直接行為が原因で生じた事故、職員による支援中に生じた事故のうち、入所者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡して下さい。

#### 6 報告の時期

入所者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに前記2に定

める報告先へ報告して下さい。

事故の事後処理状況にもよるが、概ね事故発生後、3日以内に所定の報告を行って下さい。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により報告先へ事故の概要を報告して下さい。

## 7 報告する項目

### (1)施設の概要

法人名，施設名，施設長名，施設の種類，施設所在地など

### (2)事故の対象者

氏名，性別，年齢，要介護度，心身の状況など

### (3)事故の概要

発生・発見の日時，発生場所，事故の種別，事故の結果，事故の発生状況・対応等，事故の原因など

### (4)事後の対応

家族への説明，関係機関への連絡，再発防止のための方策など

### (5)その他必要事項

損害賠償等の状況など

## 8 市外実施者に係る取扱い

(1)市外実施者に事故の報告を行う際は，市外実施者が定める報告要領に従って下さい。ただし，市外実施者がこのマニュアルに基づく報告を認める場合又は市外実施者が定める報告要領がない場合は，この限りではありません。

(2)入所者間のトラブル等による事故については，原則，負傷等した入所者の措置の実施者へ報告して下さい。

なお，当該事故の当事者で負傷等しなかった入所者の措置の実施者に対しても，必要に応じて連絡等を行って下さい。

## 9 報告書様式・作成方法

報告書様式は別紙1を使用するか、前記7の項目を満たした各施設作成の報告書を使用してかまいません。

なお、事故報告書は基本的に1名につき1枚を作成しますが、感染症等多人数が対象となる場合は、事故報告書を1通作成し、対象者のリストを添付してかまいません。

## 10 記録及びその保存

省令の定めに従い，事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整

備し、原則として、対象者が入所の間は廃棄せず、退所から 5 年間保存して下さい。

#### 11 秘密保持

佐世保市は、各施設からの事故の報告で知り得た入所者等の秘密については、適正な措置の実施や施設運営の確保、事故の発生又はその再発の防止を目的とする業務（長崎県への報告等）以外には使用しない。

以上